

2014年9-10月 OIE 水生委員会報告書に対する日本のコメント

我が国は、水生動物委員会（水生委員会）に対し、その成された仕事に謝意を表し、水生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに感謝します。

1. 利用者の手引き

A. はじめに

特定の病因又は物品に関する章、条文又は勧告が水生コードにない場合には、というこ
とは、所管当局がは、水生コードに従い実施されるリスクアナリシス評価に基づき、
適切な水生動物衛生及びウェルフェア措置及び入手可能な適切な情報に基づき暫定
的な動物衛生措置を適用することができるしてはならないということを意味しない。

理由

利用者の手引きは、利用者に優しくあるべきである。英語を母国語とする国を除く加盟国にとって、二重否定の英文を理解することは難しいことである。すべての加盟国によるコードの正しい理解を促進するため、可能な限り、二重否定文は避けるべきである。

たとえ水生コードに章及び条文があったとしても、特定の病原体又は物品に関する具体的な勧告がない場合には、WTO 加盟国は、以下の場合を除き、水生衛生措置を適用するためには、リスク評価を実施すべきである。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）第 5 条の 1 によれば、WTO 加盟国は、リスク分析ではなく、リスクの評価に基づき適切な衛生植物検疫措置をとることができる。水生コードの用語解説によると、リスクアナリシスとは、危害の同定、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションによって構成される手順を意味する。WTO 加盟国は、動物衛生措置を適用する前にリスクコミュニケーションを実施しなければならない必要性は必ずしもない。

SPS 協定第 5 条の 7 によれば、WTO 加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置をとることができる。OIE コードは、SPS 協定上の加盟国の権利を侵害すべきではない。

アニマルウェルフェアに関連する輸入規制が WTO 協定上正当化されるか否かは議論があり、WTO の場で議論すべきことであることから、OIE コードが、その国際的議論を予断するべきではない。

B. 水生コードの内容

- 4) 第2部の章の基準は、特定の病原体又は物品に係る OIE の勧告貿易基準がない場合のリスク評価を含む輸入リスクアナリシスの実施において、輸入国を手引きすることを意図している。輸入国はまた、既存の OIE 貿易基準水生コードの勧告より厳しい輸入措置を正当化するため、これらの基準を活用することができる。

理由

WTO 加盟国は、OIE 基準がない場合には、上述と同じ理由によって、リスク評価のみ実施する必要がある。

OIE 加盟国は、特定の OIE 基準が‘OIE 貿易基準’に当たると、同定することができない。水生コードは、法的拘束力ないものであり、その貿易関連基準は、ふつう勧告であることから、我が国の提案文は、より限定的であり、加盟国にとって理解しやすいものである。

C. 具体的論点

4) 貿易条件

国際貿易に関連 (related) する水生動物衛生措置は、それがある場合には、OIE の基準、指針又は勧告に基づくものとする。加盟国は、科学的に正当な理由がある場合には、水生コードが勧告するものの勧告よりも貿易制限的又は非制限的な条件下で、水生動物又は水生動物産物のその領土内への輸入を認めることができる。より貿易制限的な措置を科学的に正当化する目的で、輸入国は、第2.1章に規定されたとおり、OIE 基準水生コードに従い、リスクアナリシス評価を実施するものとする。WTO の加盟国は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1A の衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定) を参照するものとするに従わなければならない。

第5.1章から第5.3章は、国際貿易における輸入国及び輸出国の義務及び倫理的責任を規定する。獣医当局及び、国際貿易に直接関与するすべての獣医師は、これらの章に精通するものとする。第5.3章は、OIE による非公式紛争調停のガイダンスを含む SPS 協定に関連した OIE の手続きを規定する。

水生コードの個別疾病章は、病原体特異的な衛生措置を課さなくとも、問題の病原体の当該輸出国又は地域におけるステータスにかかわらず、貿易に関し安全だとみなされる安全物品をリストとして掲げる条文を含んでいる。当該リストがある場合には、輸入国は、その物品に対し、問題の病原体に関する貿易制限を適

用しないものとする。

理由

修辭上の修正並びに SPS 協定及び各関連章に基づく明確化

‘基準’と‘勧告’の用語が、明確化されることなく、文中に混在している。それが加盟国に混乱をもたらす場合もある。水生コードの貿易関連の基準は、ふつう勧告であることから‘勧告’の表現が望ましい。

OIE の勧告よりも貿易制限的ではない措置の輸入国による適用には、問題の病原体の世界的なまん延につながる潜在的なリスクがある。たとえ SPS 協定上適用可能であったとしても、OIE は、その設立目的の観点から、それを奨励するべきではない。加盟国は、OIE の基準を遵守するべきである。

1) 国際動物衛生証明書

国際動物衛生証明書 (An international veterinary certificates s is are) は、輸出国 (an exporting eountry countries) の所管当局 (Competent Authority Authorities) が、第 5.1 章及び第 5.2 章に従い作成発行する公的書類 (an official documents) である。当該証明書は、輸出された物品 (eommodity commodities) の当該水生動物衛生条件を列記している。輸出国の獣医サービス又は水生動物衛生サービスの質は、貿易相手国に対し、輸出された水生動物産物の安全性に関する保証を提供する上で、不可欠である。これは、国際衛生証明の規定に対する獣医サービス又は水生動物衛生サービスの倫理的アプローチ及びその通報義務の遵守に係るその履歴を含んでいる。

理由

修辭上の修正及び用語集に基づく明確化

用語集によれば、水生動物衛生サービスは、当該領土内において、水生コードの動物の健康及びウェルフェアの措置その他の基準及び勧告を実施する政府及び非政府の機関である。獣医サービスがそのような機能を持っている場合は、それは、水生動物衛生サービスに該当する。

- a) 当該輸入国は、当該輸入国が自国の衛生ステータスを理由に、それからの保護を求めることが正当化される疾病をリスト化する こともものとする。輸入国は、自国の領土内で発生しているものの公的管理プログラムの対象ではない疾病に関し、

措置を課さないものとする。

理由

修辞上の修正

- c) 国際水生動物衛生証明書を準備する場合には、当該輸入国は、用語解説で定められた定義に従い、用語及び表現を使用するよう努めるものとする。第 5.2.3 条に述べられているとおり、国際水生動物衛生証明書は、輸入国による条件の誤解を避けるため、簡単で、曖昧さがない、可能な限り容易に理解できる用語を使用し、簡単に保持さ書かれるものとする。

理由

修辞上の修正及び第 5.2.3 条に基づく明確化

2) 輸入者及び輸出者に対するガイダンス・ノート

獣医当局が輸入者及び輸出者が貿易条件を理解する (in understanding) のを支援する‘ガイダンス・ノート’を準備することが、勧告される。このノートは、輸出前後及び輸送及び積卸の間に適用される措置並びに関連する法的義務及び作業手順を含む、当該貿易の条件を確認し、説明するものとする。当該ガイダンス・ノートは、その仕向先まで当該積送品に添付される 衛生証明国際水生動物衛生証明書 に包含するすべての詳細事項に関し、助言を与えるを規定するものとする。輸出者はまた、必要に応じて、動物及び動物産物の航空輸送に適用される国際航空運送協会のルールに気付かされるを参照するものとする。

理由

修辞上の修正及び明確化

IATA のルールは、空路輸送のみ適用される。

2. 第 5.1 章 証明に関する一般的責務

第 5.1.2 条

輸入国の責務

- 1) 国際水生動物衛生証明書 (certificates) に含まれる輸入条件は、当該輸入国に持ち込まれる物品が OIE の貿易関連基準を遵守しているに基づき輸出されたことを保証するものであるものとする。輸入国は、OIE の当該関連基準で勧告されるものの勧告にその条件を精密に調整する基づかせるものとする。そのような基準勧告がない場合又は当該国が、OIE の基準よりも厳しい措置を必要とする保護の水準を選択決定する場合には、それらは輸入リスクアナリシス評価に基づくものとする。

理由

修辭上の修正及び SPS 協定に基づく明確化

‘条件’の名詞は、あなたが必要とする又は要求するものを意味する。したがって、輸入条件は何かを保証することはできない。

SPS 協定第 3 条の 1 によれば、WTO 加盟国は、自らの SPS 措置を国際基準に基づかせなければならないが、それを遵守する又はそれと精密に調整する必要はない。

SPS 協定第 5 条の 1 によれば、WTO 加盟国は、リスクアナリシスではなく、リスク評価に基づき、適切な SPS 措置をとることができる。